

入札参加資格者の皆様へ

半田市

制限付き一般競争入札の参加基準改正について

半田市制限付き一般競争入札実施要綱を改正し、建設工事の制限付き一般競争入札における解体工事の参加基準を新設しましたので、お知らせします。なお、主な改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

解体工事は、設計金額によらず一律の地域要件と経営事項審査の総合評定値要件とする。

■ 別表（第3条関係）

地域要件及び経営事項審査の総合評定値による参加基準（抜粋）

建設工事の種類	設計金額	地域要件	総合評定値
解体工事	5千万円以上	半田市に本店、支店又は営業所を有する者	700点以上
		半田市を除く愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者	800点以上

2 適用時期

令和5年2月1日以降に公告する解体工事から適用する。

【問い合わせ先】半田市総務部総務課 TEL（0569）84-0614（直通）